

融雪槽補助金のご案内

この制度は、市内の住宅等に融雪槽を設置する際に、その費用の一部を補助することで、居住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的とします。

対象者

- 市内に住民票があり居住している**住宅**や**取得する住宅**に融雪槽を設置する者(個人)
又は、市内に所有している共同住宅に融雪槽を設置する者(個人・法人)

※市税の滞納がないこと

対象経費

- 市内事業者による50万円（税抜）以上の融雪槽設置工事費

【対象外となる費用】融雪槽設置と関連がない工事費、移動型の融雪機器、設計費、事務所及び店舗等の居住用以外の部分の工事費

【兼用住宅の場合】住宅部分の面積が全体の1/2以上であることが補助要件となります。住宅部分と全体の面積が分かる書類の提出が必要となります。

対象要件

- 申請者、対象住宅が**令和7年度以降**に「石狩市住宅リフォーム補助金、石狩市融雪槽補助金、石狩市空家購入補助金」の交付決定を受けていない、または申込中ではないこと

- 重複計上認められない他の補助金等との併用をしていないこと

- 建築基準法および関係規定に明らかな違反がないこと

※車庫・物置・カーポートなど増改築は、確認申請が必要となる場合がありますので必ず確認してください。確認申請が必要な工事で、手続きを行っていない場合は、補助の対象となりません。

補助額

- 融雪槽設置工事費（税抜）（ロードヒーティング含）の10%、上限15万円

募集時期

第1期募集（募集枠1,600万円分）

抽選申込：令和8年3月2日（月）～4月10日（金）
抽選日：令和8年4月15日（水）AM10：00
抽選会場：石狩市役所 会議室 ※参加は任意です。
交付申請：令和8年4月17日（金）～6月3日（水）
注意事項：交付申請時に申請額の増額可（2割まで）

第2期募集（募集枠400万円分）

抽選申込：令和8年5月18日（月）～6月12日（金）
抽選日：令和8年6月17日（水）AM10：00
抽選会場：石狩市役所 会議室 ※参加は任意です。
交付申請：令和8年6月19日（金）～7月31日（金）
注意事項：抽選申込時「見積書の添付」必要
交付申請時に申請額の増額不可

【当選者発表方法】①当選した方には郵送でご連絡いたします。②市HPで公表いたします。③建築住宅課窓口に掲示いたします。

※第1期、第2期とも申込が予算枠内であれば抽選は実施しません。

※第2期で申込額が募集枠内の場合、以後予算の範囲内で追加(先着)の交付申請を受け付けします。

申込方法

- 抽選申込や交付申請は、期間内に建築住宅課窓口にて受付します

※事情により来庁出来ない場合は、建築住宅課までご相談願います

- 抽選申込書は、建築住宅課窓口で配布します。(又はHPからダウンロード)

- 補助金の申請には、
まず「**抽選申込書**」の提出をお願いします！

スマホで抽選申込
できます！



実績報告

- 工事完了日から30日以内 かつ 令和9年2月26日（金）まで

※申請方法等の流れ詳細は裏面の「手続きフロー図」をご覧ください

手続きフロー図 「融雪槽補助金」

※交付決定前に契約してしまうと、

事前着手となり補助は受けられなくなりますので、ご注意ください。



1 抽選申込書提出

オンラインでも抽選申込できます!!

提出書類 ①抽選申込書 , ②見積書(※第2期申し込みのみ)



公開抽選会実施 交付申請予定者(当選者)決定

※抽選会への参加は任意です。抽選結果については、当選した方のみ郵送でご連絡いたします。

また、市HP及び建築住宅窓口で公開いたします。抽選番号でご確認ください。HPは抽選日の16:00頃に公開予定です。

当選者に対し、補助金申請予定者決定通知書を送付

※落選した方には何も郵送されません。

2 補助金交付申請書提出

※対象期間内に申請してください

【提出書類】

<市役所窓口等で取得していただく書類>

①補助金交付申請書

②支払口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票 …当選者に郵送します。

③申請者の住民票 …市役所1階①番窓口(市民課)

④申請者の納税証明書(市税の滞納が無いことの証明) …市役所1階⑤番窓口(納税課)

<申請者が事前にご用意いただく書類>

①補助対象住宅の位置図及び配置図(地図等のコピーでも可)

②工事費用がわかる見積書と内訳書の写し ※第2期は変更無い場合は不要

③工事の施工前の状況がわかるカラー写真(データ提出不可)

④兼用住宅の場合は、住宅部分と全体の面積が分かる図面・書類

⑤共同住宅所有者が申請する場合は、補助対象住宅の登記事項証明書

⑥共同住宅所有者が法人の場合は、申請する法人の登記事項証明書

⑦補助対象住宅を取得する者が申請する場合は、新築工事の契約書の写し、または住宅購入の契約書の写し

③は住民票のある市町村で取得してください。
④は、市外の方も石狩市役所で取得してください。
石狩市では、窓口で「補助金申請に使う」とお伝え頂くと、手数料はかかりません。

…当選者に郵送します。

…当選者に郵送します。

…市役所1階①番窓口(市民課)

…市役所1階⑤番窓口(納税課)

交付決定通知書を送付

工事請負契約締結(工事着手)

請負契約書の作成はリフォーム業者の様式で可です。
※契約書は、リフォーム協会のHPを参照願います。

変更・中止承認申請書提出 ※工事内容を変更または中止(キャンセル)する場合

一部工事中止での減額、修繕箇所が増加したことによる増額などの場合は、変更承認は不要です。
実績報告書提出の際に「軽微な変更」として提出してください。

工事完了(代金支払い)

3 実績報告書提出

※工事完了日から30日以内 かつ令和9年2月26日(金)まで

【提出書類】

<市役所から郵送する書類>

①補助金実績報告書

②請求書(日付未記入、押印不要)

③アンケート

<申請者にご用意いただく書類>

①請負契約書の写し(押印、印紙あり。契約日は交付決定後の日付) ※軽微な変更がある場合は、変更後の額

②領収書等の写し(押印、印紙あり。領収日が確認できること) ※軽微な変更がある場合は、変更後の額

③融雪槽工事の施工後の状況がわかるカラー写真(データ提出不可)

④融雪槽工事が許可等を要する場合は許可証の写し

⑤軽微な変更がある場合、変更後の費用がわかる見積書の写し及び内訳書の写し

<取得した住宅に設置した申請者にご用意いただく書類>

⑥交付対象者の住民票の写し …市役所1階①番窓口(市民課)

⑦補助対象住宅の登記事項に係る全部事項証明書の写し

…札幌北法務局など

交付額確定通知書を送付

※支払い先銀行と支払い予定日をお知らせします。

完了実績報告を提出後2週間程度でお知らせいたします。土日祝日の関係で前後します。詳しくは、通知でご確認ください。

登録口座へ補助金支払い

申請者

石狩市役所

建築住宅課住宅政策担当

市役所

